

(1) 現状と課題

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に基づく実雇用率は、平成17年6月1日現在で全国が1.49％、北海道が1.63％、函館公共職業安定所管内が2.20％となっています。

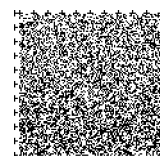
同所管内の実雇用率は全国、全道を上回っているものの、本市の雇用環境の低迷が続いているなかで、障がいのある人の多様な働き方を支援するため、雇用主への一層の啓発や職業能力の開発を通じた雇用の促進を図ることが求められています。

実態調査では、「仕事をしていない」と答えた人が身体に障がいのある人で67.5％、知的障がいのある人で52.6％、精神障がいのある人で94.3％となっており、雇用の促進のための諸条件の整備と医療・福祉・雇用関係機関との連携のあり方等について検討を進め、施策の充実に努めていく必要があります。

障がいの有無を問わず、人々がその能力に応じて就労することは社会生活を営むうえで大変重要なことであり、また、自己実現を図るうえでの大きな要素でもあることから、事業主をはじめとする周囲の理解を促進し、障がいのある人自らが就労意欲と能力に応じて職業生活を選択できるような支援体制の確立が必要です。

(2) 基本的な考え方

事業主はもとより、広く市民に対し障がいのある人の雇用についての理解を深めることにより、働きやすい環境づくりに努めるとともに、障がいのある人の意欲と能力に応じた就業機会の拡大や北海道、公共職業安定所等の関係機関との連携のとれた就労支援を推進し、多様な働き方を可能にする施策の充実を図ります。



(3) 施策の推進方向と主要施策

ア 雇用の促進

《主要施策》

(7) 障がいのある人の雇用の啓発

障がいのある人の雇用への理解を深めるため、関係機関と連携を図りながら、事業主等に対し、障害者雇用促進法の趣旨や助成制度の周知・徹底を図り、雇用の促進に努めます。

(イ) 職場への定着のための支援

障害者就業・生活支援センターを中心に、ジョブコーチの活用などを通じて障がいのある人が就労する民間企業との連携を密にし、継続雇用に向けた課題の解決や相談にあたる体制の充実を図ります。

(ウ) 相談、情報提供の充実

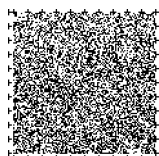
公共職業安定所、職業訓練施設、障害者就業・生活支援センターなどの労働関係機関と、保健・福祉、教育関係機関の連携を強化することにより、在宅の障がいのある人および企業等からの障がいのある人の雇用に関する相談への対応や情報提供の充実に努めます。

(エ) 各種助成制度の周知活用

民間企業や事業主などに対して各種助成制度の周知を図り、障がいのある人の雇用に係る情報の提供や助言に努めます。

(オ) 市職員への障がいのある人の雇用の推進

市職員への障がいのある人の雇用について、引き続き推進を図ります。



イ 就労機会の拡大

《主要施策》

(7) 職域の拡大

北海道障害者職業センター等の関係機関や企業との連携を図り，障がいの程度，種別に応じた職業開発情報を提供するとともに，起業をめざす人に対する各種の融資制度を活用した支援を行うなど，新たな就労機会の確保に努めます。

ウ 職業訓練の充実

《主要施策》

(7) 職業能力の向上

職業訓練施設や企業，社会福祉施設，学校などでの障がいのある人の特性に応じた職業教育，職業訓練の充実を図るとともに，障がいのある人が本来発揮できる能力を社会的に制限されないよう，既存の施設体系の再編と併行して，障がいのある人自らが就労意欲と能力に応じて職業生活を選択できるような支援体制の充実を図ります。

